

横福高第 231 号
令和元年（2019 年）8 月 5 日

各第 1 号事業者 様
各地域包括支援センター 様

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業における単価改正等について（通知）

日頃、本市福祉行政にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。
2019 年 10 月 1 日より、消費税率の引き上げ及び介護人材の処遇改善のための報酬改定が行われることに伴い、地域支援事業実施要綱の一部改正がありました。
つきましては、本市の第 1 号事業について下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

- 1 実施時期
令和元年 10 月サービス提供分より変更
- 2 単価改正等の内容
別紙参照

なお、本市ホームページに掲載のサービスコード（令和元年 10 月以降のサービス提供分）につきまして、9 月頃掲載予定です。
ホームページに掲載する際は、改めてメールで周知を行いますので、ご承知置きください。

事務担当 横須賀市福祉部高齢福祉課
地域力推進係 電話 046（822）9804

令和元年 10 月以降の消費税の引き上げに伴う報酬改定（単価改正）

(1) 横須賀市介護予防ケアマネジメント費 * 地域単価：10.7

サービス名称	単位数	金額
介護予防ケアマネジメント A	431	4,611 円
介護予防ケアマネジメント A・初回	731	7,821 円
介護予防ケアマネジメント A・連携	731	7,821 円
介護予防ケアマネジメント A・初回・連携	1,031	11,031 円
介護予防ケアマネジメント C	231	2,471 円

(2) 基本報酬と加算

【訪問型相当サービス】

(イ 基本報酬)

* 地域単価：10.7

区分	対象	単位	利用者負担（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	267 単位/回	286	572	857
		月5回以上の場合 1,172 単位/月	1,254	2,508	3,762
週に2回 程度	事業対象者・ 要支援1・2	271 単位/回	290	580	870
		月9回以上の場合 2,342 単位/月	2,506	5,012	7,518
週に3回 以上	事業対象者・ 要支援2	286 単位/回	306	612	918
		月13回以上の場合 3,715 単位/月	3,975	7,950	11,925

(加算、減算)

ロ 初回加算 (1月につき)	200 単位
ハ 介護職員処遇 改善加算 (1月につき)	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×137/1000
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×100/1000
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×55/1000
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)の 90/100
	(5) 介護職員処遇改善加算 (v) (3)の 80/100
ニ 新介護職員等特定 処遇加算 (1月につき)	(1) 介護職員等特定処遇加算 (I) + 所定単位×63/1000
	(2) 介護職員等特定処遇加算 (II) + 所定単位×42/1000
	* 介護職員処遇改善加算 (I) から (III) を算定していること等が必要。(I) の算定に当たっては、対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) または (II) を算定していることを要件とする。
ホ 生活機能向上	生活機能向上連携加算 (I) 100 単位

連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位
<p>*集合住宅に居住する利用者に対する減算は、所定単位数×90/100 で算定する。</p> <p>*生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてイからホは請求しない。</p>		

【通所型相当サービス】

(基本報酬)

*地域単価：10.45

区分	対象	単位	利用者負担（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
週に1回程度	事業対象者・要支援1	380 単位/回	398	795	1,192
		月5回以上の場合 1,655 単位/月	1,730	3,459	5,189
週に2回程度	事業対象者・要支援2	391 単位/回	409	817	1,226
		月9回以上の場合 3,393 単位/月	3,546	7,092	10,637

(加算、減算)

定員超過による減算	所定単位数×70/100	1回につき
職員人員欠如による減算	所定単位数×70/100	
若年性認知症利用者受入加算	240 単位	1月につき
同一建物に居住する者又は同一建物から通所する利用者に係る減算	(1) 事業対象者・要支援1 -376 単位	
	(2) 事業対象者・要支援2 -752 単位	
生活機能向上グループ活動加算	100 単位	
運動器機能向上加算	225 単位	
栄養改善加算	150 単位	
口腔機能向上加算	150 単位	
栄養スクリーニング加算	5 単位（1回につき） *6月に1回を限度とする	
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 480 単位	
	運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位	
	栄養改善及び口腔機能向上 480 単位	
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700 単位	
事業所評価加算	120 単位	
(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） イ	① 事業対象者・要支援1 72単位	
	② 事業対象者・要支援2 144単位	

(2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ	① 事業対象者・要支援1 48単位 ② 事業対象者・要支援2 96単位	
(3) サービス提供体制強化加算 (II)	① 事業対象者・要支援1 24単位 ② 事業対象者・要支援2 48単位	
生活機能向上連携加算	200 単位 *運動器機能向上加算を算定している場合は、100 単位。	
介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) + 所定単位×59/1000	1 月につ つき
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II) + 所定単位×43/1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III) + 所定単位×23/100	
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) + (3) の 90/100	
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V) + (3) の 80/100	
新介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇加算 (I) + 所定単位×12/1000	
	(2) 介護職員等特定処遇加算 (II) + 所定単位×10/1000	
	*介護職員処遇改善加算 (I) から (III) を算定していること等が必要。 (I) の算定に当たっては、対象事業所が併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算 (I) または (II) を算定していることを要件とする。	

(4) サービス支給限度額

事業対象者・要支援1 の支給限度額 : 50,320 円

要支援2 の支給限度額 : 105,310 円

(5) サービスコードの設定

国保連と連絡調整を行い、9 月頃に本市のホームページに掲載予定です。

*黄色部分が今回の改正内容